

平成１９年度 第１回京都市公共事業評価委員会議事概要

第１回委員会では、平成１０～１７年度再評価事業のフォローアップ報告を受けるとともに、平成１９年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明を受けた。

１ 日 時 平成１９年７月１１日（水） 午後１時３０分～４時５５分

２ 場 所 平安会館 １階「平安の間」

３ 出席者

（１） 委 員

嘉門委員長、岩崎委員、小伊藤委員、須藤委員、塚本委員、藤井委員、三好委員

（２） 京都市

副市長

建設局

建設局長、建設局理事、建設企画部長、建設企画部担当部長、道路建設部長、

水と緑環境部長、都市整備部担当部長、区画整理協会事務局長、

事業推進室事業担当部長、事業推進室用地担当部長ほか

都市計画局

住宅室部長ほか

４ 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおり

平成１０～１７年度再評価事業のフォローアップ

・道路事業「大原花背線」

委 員： 環境に配慮する方法はいくつかあると思うが、どの段階で方法を選択するのか。また、どのような方法があるのか。

京都市： 環境調査を行った結果、けもの道を確認しており、基本的に環境に配慮したいと考えている。具体的な工法については、予備設計と詳細設計で検討していきたい。構造としてはボックス形式や橋りょう形式も考えられる。

委 員： 費用対効果の観点は大変であるが、都市的な生活水準をどのように維持していくのかという観点も大変である。工法などを決定する段階において、それらの情報が示されるか、評価委員会として自然に配慮した事業であるとどの段階で判断できるのか教えていただきたい。

京都市： 自治体と学識経験者等から組織されている自然環境アドバイザー制度を活用して環境に配慮していきたい。

環境面について特に重要なのは公園区域である。現実的にけもの道の対策をどうするのか非常に困難であるが、環境に配慮するため公園区域においてトンネル区間の確保も考えている。事業費は高くなるが、地形などの条件を考慮するとトンネル形式がふさわしく、アドバイザー制度を活用しながら検討していきたい。

委 員： 今後少子高齢化社会を迎える中で、この事業が時代に合っているのかという検討も必要である。これからは、利便性が高いまちの中心部に人口を集中させて、山間部などの環境に優れた地域は環境を保全していくという考え方に変化してきている。それならば余暇を楽しむためのルートを確保するという方法もある。

この事業は、京都北部を東西に結ぶルートとして、非常に重要な道路であるが道路幅員を再検討するなど、コスト縮減も含めた検討をしていただきたい。

・街路事業「山陰街道」

委 員： マンションの建設予定地に都市計画道路による規制はかかっているのか。

京都市： マンションをセットバックし、都市計画道路を外す計画なので問題はない。

現在、そのマンションの施主から、用地の買取請求があるので、早期に買収の交渉を進めていきたい。

委員： 都市計画道路の区域内に建築物は建てられないということは徹底されているのか。
京都市： 建築確認で規制しているため、鉄筋コンクリート構造物などの永久構造物を建築することはできない。
委員： 50年間も都市計画による規制をかけることは、住民にとって迷惑な話である。早急に事業を完了させるべきである。
委員： 地蔵寺の壁が都市計画線にかかっているようであるが、セットバックしているのか。
京都市： 壁はかかっているが、その奥の建物はセットバックされている。まだ用地交渉は行っていないが、地元の方にもそういう配慮をいただいている。
委員： 立派な門構えや外構が整備されているが、セットバックしなくてもよいのか。
京都市： 都市計画決定で、そこまで規制をかけることはできない。
委員： これだけきれいに整備しているということは、本当にセットバックするつもりがあるのかわからない。
委員： 先ほどの説明の中に、自治会の事業に対する趣が変わってきたというのがあったが、具体的にはどのように変わってきたのか。この辺りの自治会は駅周辺の駐輪対策に一生懸命取り組んでいる。そのような自治会がどのように変わってきたのか聞きたい。
京都市： 自治会はもともと協力的であったが、隣接する当事者の御協力が得られなかった。しかし、その方々からも事業に御理解を得られつつある。
委員： それならば早急に事業を進めた方がよい。
京都市： 地元からの協力も得られつつあるので、今後は積極的に予算を投入していきたい。
委員： この事業の必要性は理解している。本日の意見は順調に事業が進ちよくすることを期待しての意見だと思う。
以前に条件付きで事業継続とした2件について了解したことにする。

平成19年度再評価事業の事業概要、対応方針（案）

・土地区画整理事業「洛北第三地区」

委員： 「移転補償物件の協議に期間を要した」とあるが、具体的にはどういうことか。
京都市： 時間を要したのは、権利者と移転の金額や工法等に関する協議を継続していたからである。しかし、この件も平成18年度に話がまとまったので、今年度中に移転する予定である。
委員： この辺りはもともと住宅などは建っていなかった。早い段階で事業計画がはつきりしていれば、後々の移転補償は発生しなかったのではないか。
京都市： 早い段階で事業を開始していれば、そのようなケースもあると思うが、実際に工事の段階で測量を行うと、部分的に建築物がかかるケースがある。そのような場合にも移転補償が必要である。
また、都市計画法でも、一定の建築物については許容されており、都市計画道路の区域内であっても三階建てまでの木造やコンクリートブロック造の場合、許可を受ければ建築が可能になる。そのような場合、街路事業などであっても移転補償の対象になる。
委員： 都市計画法がどこまで私権を制限するのかという話もあるが、それらも含め、事業継続は妥当であるとする。

・街路事業「鴨川東岸線（第一工区）」

委員： この事業は新十条と都心部とのアクセス道路という説明であるが、車はなるべく都心部に流入しない方がよい。京都市も「歩いて楽しいまち」という方針を示している。この道路が整備されるとどれだけの車が都心部に流入するのか。
京都市： 本市のまちづくりの概念として「保全」、「再生」、「創造」というものがある。三山周辺は保全していく。都心部では再生として「まちなか戦略」や「歩いて楽しいまち」を目指している。
京都駅から南側については、創造地域として京都の活力を支えるためのまちづくりを進めている。京都高速道路はその中の都市基盤を支える道路として整備している。
本道路については、新十条通と都心部のアクセス道路として、十分な交通量を定め、整備している。鴨川東岸線は、2万7000台前後の将来交通量を想定している。

委員：現時点においても都心部は車が混雑している。この道路ができることにより、都心部の交通状況がどうなるのか教えていただきたい。

京都市：道路を整備することで交通量は分散され、渋滞が減少すると予測している。

委員：渋滞が緩和されると利便性が高まり、逆に車が増える可能性はあるが、関連する京都高速道路が整備されると都心部に流入する通過交通を減らす効果はあると思われる。この事業は、進捗率が99.3%であり、平成20年には完成するという事なので、事業継続は妥当とする。

・街路事業「伏見向日町線」「中山石見線」「御陵六地藏線（第三工区）」

委員：中山石見線は用地買収が進んでいるが、買収予定地に墓地が含まれている。用地買収に時間がかかるのは墓地を含んでいるからなのか。それとも他に理由があるのか。

京都市：残る買収予定地は三筆であり、そのうちの一筆が墓地である。墓地を移転するのは難しい上に、その墓地は3件のお寺の共有になっている。しかし、墓地管理委員会が発足したので、今後は管理委員会と連携しながら買収を進めていきたい。

委員：伏見向日町線と中山石見線はつながっているにもかかわらずB/Cが2.41, 1.88と異なっている。この違いは何なのか。

京都市：B/Cを算出するために、様々な事業効果を算定しているが、その前提として将来の予測交通量がある。将来交通量の違いがB/Cに影響している。

委員：両路線が整備されても、延伸する路線はまだ整備されていないため、伏見向日町線を通る車は、中山石見線を通るしか方法がない。それなのになぜ交通量が異なるのか。

京都市：平成42年時点で整備されている道路網を想定し交通量を計算しており、伏見向日町線は東西共延びているため交通量が異なる。

委員：御陵六地藏線が遅れているのは、予算の選択と集中により、隣接する第二工区に予算を集中させたためか。

京都市：そうである。平成8年度に国の方針で、補助事業が絞り込まれ、その影響を受けている。

委員：第二工区が平成17年度に完了したにもかかわらず、平成18年度の事業費が少ないのはなぜか。

京都市：平成17年度から路線測量や用地の境界確定を行っている。平成18年度も引き続き用地境界確定作業を行っているためである。

委員：この三事業について、事業ごとに事情は異なるが、それぞれ事業継続は妥当であるとする。

・河川事業「西野山川」「西高瀬川（有栖川工区）」「善峰川」

委員：有栖川と善峰川について事業期間が20年近く延びている。最近では地球温暖化等の影響で予期せぬ集中豪雨が増えており、緊急を要する事業なのになぜこれだけ事業期間を延長しなければならないのか。

もう少し事業の進捗を図ることはできないのか。

京都市：都市基盤河川は補助事業として整備している。本市の財政状況だけではなく、国の補助金の影響も受けている。限られた予算を各河川に配分すると、どうしても事業期間が延びざるを得ない。

また、有栖川については、地元とのパートナーシップによる河川改修を進めている。地元との協議に時間を要することも事業期間の延長をさせる要因である。

委員：自然現象を相手にした事業にも関わらず、予算が確保できないとか市民とのパートナーシップに時間がかかるとかという理由で、20年間も事業期間を延長させるのはどうか。

河川が氾濫すると住民の資産がかなり脅かされる。最近、選択と集中という考えが浸透してきているが、京都市の都市基盤整備における優先性はどうか。

道路事業であればボトルネックがあったとしても、利用者が自然にそこを回避するケースが多い。また、様々な規制をかけることもできる。

この事業は継続すべきであるが時間がかかりすぎるのが心配である。

京都市： できるだけ事業費の確保に努め、少しでも早く事業効果が発現できるように努力したい。

また、有栖川流域では下水道事業の雨水幹線等の整備と連携をはかりながら、選択と集中により、できるだけ早く効果がでるように努めていきたい。

委 員： 善峰川の完成区間の写真とイメージパースを見比べると、一致しているように思えない。

京都市： イメージパースと調書の写真は場所が異なる。調書の写真は完成直後のもので、植生が定着するように多孔質な護岸を採用しているが、まだ草が生えていない状態である。

委 員： 「西高瀬川（有栖川工区）」と「善峰川」は、次回の委員会で審議を行う。「西野山川」は進ちょく率が84%であり、事業継続は妥当であるとする。

・都市公園事業「宝が池公園」

委 員： 新・子どもの楽園は既に開園しているのか。

京都市： 現在、工事中であり、平成19年度に完了する予定である。

委 員： スポーツ広場についても一部買収が完了しているのか。

京都市： 新・子どもの楽園の完了後、スポーツ広場の用地再取得を行い、整備していく。

委 員： 「ビジターセンター」の内容は何か。

京都市： 用地買収が一部残っている。このゾーンでは深泥池や宝が池の自然に関する情報を提供していくという意味で、大きな建物を考えているのではない。

委 員： この公園は宝が池を中心にして、それぞれのゾーンを追加して大きな公園になってきたように思われる。以前、深泥池に都市の排水が流入するなど、深泥池の保存問題が大きく取り上げられた時期があったが、公園整備計画に深泥池は含まれているのか。また、子どもの楽園からスポーツ広場まで歩くと30分ほど時間がかかると思うが、公園に行くためのアクセスをどのように考えているのか。

京都市： 宝が池公園は、広域公園なので、様々な整備方針がある。深泥池には貴重な天然記念物が生息していることから、その集水区域を確保するため、公園区域を広げているが、深泥池は公園計画に含まれていない。

また、交通アクセスについては、スポーツ広場は地下鉄松ヶ崎駅、北園や子どもの楽園等は国際会館駅、深泥池は北山駅か京都バスによるアクセスを考えている。

委 員： 宝が池公園は京都市が運営するのか。また、スポーツ広場の料金設定について市民が安く利用できる料金になるのか教えていただきたい。

京都市： スポーツ広場は有料施設もあるので文化市民局スポーツ振興室が管理を行い、運営は体育協会が指定管理者として行っている。宝が池を中心としたそれ以外の区域は建設局が直営で管理している。

委 員： この事業は区域が広大なため、時間はかかるが予算の範囲内で整備を進めていただきたい。事業継続は妥当であるとする。

・住宅市街地総合整備事業「東九条地区」

委 員： この地域の人口が減少しているとのことであるが、この事業により地域から転出を余儀なくされた人はいないのか。また、以前には地域の連携があったが、マンション型の住宅が整備されることでコミュニティが失われ、身寄りのない高齢者の孤独死が増えるケースがある。この地域でそのような問題は起きていないか。以前に施設の整備とソフト施策をセットで行う必要があると意見したことがあるが、ソフト面の対応について教えていただきたい。

京都市： まず、人口の減少については、高齢者の方が増え、事業を進めるうちに高齢者が亡くなられたケースがある。この地域は共同住宅が多かったことから、事業を進める中で転出する人も増えたため、人口が減った。しかし、近年は人口の減り方が少なくなっている。

ソフト面のケアについては、保健福祉局が相談事業を行う「生活館」という福祉施設がある。また、地元で福祉的なケアを行っている「希望の家」という施設がある。それらは老朽化しているため、コミュニティを充実させるべく合築施設として建て替える予定であったが、整備が進まないため、本事業の建替えの中で一緒に整備することになった。

現在コミュニティ住宅に入居している方のケアについては、希望の家等で行っているため、引き続きケアをお願いする。

委員： いま住宅が建っているところに総合的な施設ができるということか。

京都市： Cブロックについては、既に老朽住宅を除却し空地になっている。今後住宅を30戸整備する予定である。Dブロックには、生活館、希望の家等の老朽化した福祉施設があり、住宅との合築で整備する予定である。

委員： 生活館はいまの位置に残しておくのか。

京都市： 今の施設を除却して建て替える。

委員： 希望の家の敷地は民有地ではないのか。用地を買収するのか。

京都市： 用地は京都市の所有である。建物について買収を行う。

委員： ソフト面について運営協力を行うのか。

京都市： 保健福祉局と希望の家で話を進めており、十分な連携をはかりながら適切な施設を整備していきたい。

委員： 社会情勢の変化などにより、柔軟に事業計画を変更することも場合によっては必要であるが、今後の事業を遂行する上で事業計画を変更することについて、どのように考えているのか。

京都市： 現在のところ今回の計画変更を最後にしたいと考えている。これまでに人口の減少や福祉施設を合築するための計画変更を行ってきたが、現計画は地元の方とともに決定した計画なので変更する予定はない。

委員： 調書の施設計画図に着色されていない箇所があるが、どういうことか。

京都市： 着色していない箇所は建替えの必要がない良住宅なので、住宅の除却や買収は行わない。

委員： この事業により地域が抜本的に改良されるのか。利便性の高い地域ではあるが、人口が80%も減少している。

京都市も予算的な余裕がないというのに、B/Cが1を切る事業を行う必要があるのか。もう少し便益が上がる方法はないのか。

京都市： この地域は、住宅が非常に密集していて危険であった。今回は、特に密集度の高いポイントを絞り住宅市街地総合整備事業として整備している。良好な住宅と今回整備する区域を併せて居住空間を向上させたいと考えている。

委員： 人口が減ったからと言って、なぜ公園ばかり整備するのか。住宅を減らすよりも多くの人に住んでもらえるような計画にする方が機能的に開発できるのではないか。

いまの計画では、抜本的な改善になっているのか疑問がある。

委員： 開発などを行う場合、土地などの権利関係を整理するのに時間がかかる。

一般的な話として、子供が大きくなったから、子供部屋を確保するためにローンで家を建てる。しかし、まだローンがたくさん残っているというのに、子供は大きくなると家を出て帰ってこない。この事業においても、恐らく計画当時には住宅を失う方の受皿として住宅を整備する必要があったが、時間が経過し対象であった相手が減少したものと思われる。

先ほども意見があったが、社会の流れとして都市や産業が集積してきたが、これからはこれら集積が縮小の時代を迎えている。そのような状況の中、これから都市の在り方がどのように変化するのか、そして、コミュニティ住宅がその変化に対応しているのかどうか。それらを考慮しておかなければならない。都市修復型のこの事業は、福祉的な意味合いも持ち合わせており、今後重要性を増していくと想像されるが、利便性が非常に高い地域の事業なので、京都市として質の高い施設を整備しても良いのではないかと。予算的な制約などがあるのなら教えていただきたい。

京都市： 国庫補助金と市の財政で市営住宅を整備しているため、余り質の高い施設は建設できない。

この地域は住環境が良好ではなく、他所の地域の人が転入するような状況ではなかったもので、まずそれを解消する。ここは非常に火災が多く、たくさんの方が亡くなっているの、まずその状況を改善するため除却する建物に住んでいた方に入居してもらうコミュニティ住宅を建設している。

住宅の建設が終了すれば、整備された地域において、民間活力などにより、他の地域と格差のない住環境が整備されていくと考えている。行政としてどこまで整備していくのかということは、今後検討していきたい。

委員： コミュニティ住宅を整備したとしても、事業により住居を失うことになるすべての人が入居する訳ではないと思う。住居を失うことになった世帯のうち、コミュニティ住宅への入居率は何%なのか。

京都市： 現在資料を持ち合わせていないので、次回の委員会で資料を提出したい。

委員： 本事業は次回の委員会で審議するものとする。

・事業全体に関する意見

委員： 1. 伏見向日線，2. 中山石見線，3. 御陵六地藏線，4. 鴨川東岸線，5. 西野山川，8. 宝が池公園，10. 洛北第三地区の7件は事業継続が妥当であるとする。6. 西高瀬川，7. 善峰川，9. 東九条地区の3件については次回の委員会で審議を行う。



平成19年度 第2回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第2回委員会では、第1回委員会で再審議の対象となった再評価対象事業について、審議した。

1 日 時 平成19年8月28日（火） 午後1時30分～2時40分

2 場 所 平安会館 2階「朱雀の間」

3 出席者

(1) 委 員

嘉門委員長、伊多波副委員長、岩崎委員、須藤委員、塚本委員、藤井委員、三好委員

(2) 京都市

建設局

建設局長、建設局理事、建設企画部長、建設企画部担当部長、水と緑環境部長、事業推進室用地担当部長ほか

都市計画局

住宅室部長ほか

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおりである。

・河川事業「西高瀬川（有栖川工区）」

委 員： 河川拡幅のために四条通の梅津橋を架け替える必要があるが、交通への影響が大きいため警察や地元との調整に時間がかかる。それらの課題については工夫を重ね対処することで事業の早期完了を目指すと言われたが、必要性の高い事業ならば集中的に工事すべきではないか。

工事中の排水計画や四条通のう回ルートなどの課題を、総合的な視点で検討し、集中的に工事する必要がある。

工期を短縮する必要があるれば、新たな方法を模索すべきである。その結果、工期を短縮することができないという結論もあり得ると思うが、既に具体的な検討を行っているのか。

京都市： 工期を短縮するために工法やう回路等の検討を事前に行っていく。

また、これまでは単年度ごとに予算を確保し、工事してきたが、今後は複数年度にわたる予算確保について検討を重ねたい。さらに、河川工事の場合、渇水期にしか工事できないが、工事期間中も河川断面を確保することで通年にわたり工事ができるよう検討し、工期の短縮を図りたい。

委 員： すべての事業を同列に整備していたのでは完成までに時間がかかる。

道路や河川などの計画を京都市全体の視点から見つめ、緊急性の高い事業から順番に整備し事業期間を短縮すべきではないか。そうすれば結果として工事費用を縮減することもできる。

単年度予算では1年間のうち半年程度しか工事することができない。複数年度にわたり工事することができないのは、行政の予算上の問題であって、業者はいつでも工事できる。

補助事業では国の予算執行上の課題があるため、難しいと思うが、例えば国からの補助金分の費用を京都市が一時的に補てんし、事後処理で国から補助金を受給する方法は検討できないか。それも京都市だけで働きかけるのではなく、ほかの自治体と連携してみてはどうか。国としても事業期間が短縮できれば、結果的に予算を削減できるので、提案に乗ってくるかもしれない。

委 員： 複数年工事は可能なのか。

京都市： 国や京都府と調整できれば複数年度施工は可能だと思う。

委員： 事業の早期完成を目指すことは必要であるが、技術的に無理な場合もある。事業の選択と集中により事業計画を見直し、早期に完成できる事業から迅速に整備すべきである。梅津橋を掛け替える必要があれば、河川整備の進ちょくを想定した中で掛け替えの時期を調整する。

本河川は都市化が進んだ河川なので、総合的な調整を行い浸水被害が早期に減少するように努力していただきたい。

本事業の事業継続は妥当であるとする。

・河川事業「善峰川」

委員： この事業は事業区間が長いので、完成までに時間がかかるのは仕方がないと思う。善峰川は河川区域が広く土地に余裕がありそうなので、平成9年の河川法改正の趣旨を踏まえ護岸のこう配を緩和し、植物が定着するようにした方が良いのではないかな。

また、子供が柵を越えて河川敷に進入することが予想されるが、もし川に転落したとしても斜面が緩やかであれば、助かる可能性が増える。さらに傾斜を緩くすれば護岸の安定性が向上する。

仮に傾斜を30度に変更したとしても用地はそれほど必要ないと思われるので検討してみてもどうか。

京都市： 何十年に1度の大雨に対処するためには、一定の河川断面を確保しなければならない。これから改修を行う上流部には川幅に余裕がある場所もあるので、そのような場所では緩やかなこう配の護岸を検討してみたい。

委員： 川幅が広い場所では親水的な護岸などデザインの見直しもあり得るのか。

京都市： 上流部にビオトープを整備する予定があるのでその方針で整備したい。

委員： 親水性に配慮しながら整備することについては賛成であるが先ほどの私の意見は別の意味である。

既に築造された護岸をやり直すことはできないが、これから整備する護岸についてはこう配の見直しを検討していただきたいという意見である。

京都市： 用地に余裕がある場所については、河川断面を確保することを前提にこう配の見直しを検討したい。

委員： 石積だけが多自然型護岸ではない。様々な手法があるので検討していただきたい。

委員： 整備済みの区間と未整備区間を見比べると余りにも景観が異なる。洪水を防ぐために河川整備は必要であるが、整備済み区間と同じ方法で整備すると、景観を損ねるだけではなく、事業費も高くなってしまう。川幅が狭いところは拡張しなければならないが、川幅が比較的広い場所ではできるだけ現在の景観を残していただきたい。

京都市： 河川の景観にとって河川区域内の樹木は非常に重要な要素を占めている。これから設計を行う段階なので、どの程度景観を残すことができるのかこの場で断言することはできないが、検討させていただきたい。

委員： 本事業の事業継続は妥当であるとする。

・住宅市街地総合整備事業「東九条地区」

委員： この事業により、住宅を失うことになるすべての人について、コミュニティ住宅や市営住宅を準備するなどの対策は行っているのか。

京都市： 住宅を失う方についてはコミュニティ住宅あるいは市営住宅等へ入っていただけるよう配慮している。

委員： 他の地区のケースでは、事業により他地域へ転出される方が多かった。東九条地区の場合は地域に密着した方が多いということか。

京都市： 多くの方はコミュニティ住宅への入居を希望され、入居してもらっている。コミュニティ住宅の入居資格がない人には他の市営住宅に入居している人もいる。持家に住んでいた人もおり、それらの方については、持家を買収しているが、その中には他の地域に転出された方もいる。

委 員： コミュニティ住宅への入居資格者と非資格者の違いは何か。また、一部屋あたりの面積を教えてください。

京都市： 入居資格者とは、この事業に着手した時点で既に居住していた人である。一部屋あたりの面積は、単身者世帯用は55m²、複数者世帯用は70m²である。

委 員： 現場で子供の姿が見られなかったが、この地域は高齢の方が多いのか。

京都市： 若い人は、事業着手前に転出された方が多く、地域の高齢化が進んでいる。現場視察を行った高瀬川南市営住宅でも、子供の数は10名程度である。

委 員： 子供が少ないことに関係すると思うが、このエリアには社会福祉施設や社会教育施設が少ない。

その一方で、公園緑地ばかりを整備するということであるが、地域環境の質をあげるには社会教育施設が必要である。この地域に社会教育施設を設置する計画はあるのか。

京都市： 現在のところ社会福祉施設として、カリタス会の保育所や保健福祉局の老人福祉センターがある。それ以外の施設は乏しい状況であるが、本事業でカリタス会の希望の家、保健福祉局の生活館を合築施設として整備する。

委 員： 今の説明は社会福祉施設であって、社会教育施設ではない。社会教育施設とは公民館や図書館といったものを指している。他の現場であるが、現場視察の時に公園のゲートボール場にお年寄りが集まり時間を過ごしていた。この地域にはそのような施設がない。

京都市： この地域には公民館がないので、合築施設として地域の集会施設を整備したい。また、地域内に南岩本児童公園があるが、それを運動ができる公園として整備するよう検討したい。

委 員： 公園緑地整備は、住宅事業として行うのか。それとも、別事業で整備するのか。

京都市： 住宅事業ではなく、公園整備の補助を受けて整備する。整備後の利用方法については、本市の関係部局と連携を図りながら検討したい。

委 員： 公園ばかりを整備してどうするのかという意見があったが、場合によっては公園の計画変更を行うケースもあり得るのか。計画変更については柔軟に対応することか。

京都市： そうである。関係部局と利用方法を調整している公園については国から補助金を受けて整備していくが、これだけの公園が必要かどうか計画変更も視野に入れ、検討を進めたい。これまでも福祉部局と連携を図ることで福祉施設を取り込んだ合築施設を整備するなど、柔軟に対応しながら事業を進めている。

委 員： まちづくりを行うには、まちの将来像を見据えた上でどのような施設が必要か検討する必要がある。

都市計画法の基本は、都市が拡大していく状況に規制をかけるために市街化調整区域を設定するなど、都市が拡大することを前提にした法律であるが、現在は、逆に都市が衰退している状況である。

この地域は京都駅に近く、利便性が高い地域であるが、住んでいる方の高齢化が進行しており、地域全体が少し弱体化している状況である。

これからのまちづくりはこれまでの発想を捨て、都市計画局や保健福祉局などといった縦割りの行政組織ではなく、京都市の中で横断的な組織をつくり、そこでまちづくりの計画を策定するなど柔軟な対応が必要である。

この意見は評価委員会で議論すべき意見なのかよくわからないが、今後、同様な事業があればいまの意見を参考にしていきたい。

京都市： この事業は当初保健福祉局の事業として着手されたが、買収に伴う居住者の受け皿となる住宅の整備が必要なので途中から都市計画局に所管を変更し整備している。我々としても引き続き局の枠を越えて進めなければならない事業と考えており、今の意見を参考にしたい。

委員： このエリアの周辺に老朽化した市営住宅がある。この事業区域だけでなく別のエリアも加えた上で総合的な見直しを行い、再整備することはできないか。例えば賃貸住宅だけを整備するのではなく分譲マンションなどを併せて整備する。そうすれば利便性が高い地域なので、民間も力を入れて開発すると思われる。

今の計画はエリアを細分化した形での整備であり、良い面もあるが、事業区域から外れた非常に密集したエリアが残っている。今からでは遅いかもかもしれないが、それを解消するために一体的に整備することができないだろうか。それができれば京都の南玄関口がさらによくなる。

京都市： 確かにそのとおりである。この地域は戦前に区画整理しているが、戦後に多くの方が集まった結果、密集状態になったと聞いている。

この地域は京都駅に近く、潜在能力が高いことから環境を整備すれば外からの住民を招き入れることができるので、そのような方向で整備していきたい。

委員： そうはいっても地域全体から整備エリアを見ると虫食いの整備であり、地域全体を見据えて整備しているとは思われない。できるところから整備しているのかもしれないが、それでは総合開発にはつながらない。総合開発を行う可能性はあるのか。

京都市： 虫食い状態になっているのは老朽化や密集状況などの条件からポイントを絞り整備しているためである。総合的な開発は今後の課題としたい。

委員： 現地視察の時に市営住宅に親水空間を整備すると聞いたが、近くを流れている川を見たら水が非常に汚れており、近寄り難い川であった。

住環境を良くしても川を整備しなければ事業の効果があまり上がらないと思うが、川の整備についてどのように考えているのか。

京都市： 現場視察の時は特に水が少なかったために水が汚れているように感じたと思われるが、水が流れているときは比較的きれいな川である。川の整備に関しては建設局と連携を図りながら対応していきたい。

委員： 改良住宅の更新部分は住宅改良法にもとづき整備するのか。

前回の委員会で都市における集積形態の変化をどう考えているのかと意見したが、世界都市である京都の中心部をどのように利用するのかということは大事なことである。

行政に対して失礼な意見かもしれないが、行政が整備すると様々な制約があるため、どうしても画一的な住宅になってしまう。

先ほど虫食いのだとの意見があったが、その場所についても部分的に改良事業を行えば再開発の機運が盛り上がる。それを巧みに誘導することができれば、きれいな街区になると思われる。しかし、賃貸住宅は整備から時間が経過すると荒れてくることが予想される。快適で景観に配慮した民間施設を誘導するためには、管理運営をしっかりとしておく必要がある。

京都市全体の都市整備の中で住宅供給はどのように位置付けられているのか。また、改良住宅に関する考えを教えてください。

京都市： 改良住宅の更新には、改良住宅の補助率を適用しながら住宅市街地総合整備事業により整備する。

北河原市営住宅については、建築後に空き地が生じるが、その利用方法については、国交省と人の流入を促す方向で協議中である。

委員： 北河原市営住宅は撤去するのか。

京都市： 撤去する予定である。

委員： 現在歯抜けになっているエリアも別事業で整備するのか。

京都市： 歯抜けになっているすべてのエリアを整備するわけではない。北河原市営住宅の敷地は京都市の土地なので、住宅室でその活用方法を検討したい。本事業によりこの地域の防災面がよくなれば、土地が流動し民間の開発による流入が促進できるのではないかと考えている。

委員： 現場視察の時に北河原市営住宅が老朽化していることはわかったが、この事業との関係が分からなかった。今後は評価の対象事業ではなく、関連する事業についても補足的に説明してもらえれば議論しやすい。

本事業の事業継続は妥当であるが、事業の推進に当たっては、関係する各局で横断的に協力しながら、まちづくりのビジョンを打ち出す方法も検討していただきたい。

